

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第 4 号

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 6 第 6 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。